

WestlawJapan 法令あらまし

【法令名】

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

【掲載官報】	平成 22 年 12 月 22 日 号外第 271 号 5 ページ
【法令番号】	平成 22 年 12 月 22 日 政令第 248 号
【管轄省庁】	環境省
【施行期日】	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成 23 年 4 月 1 日）から施行
【制定の根拠】	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条の 2 の 4 第 3 項及び第 6 項、第 9 条の 8 第 10 項、第 9 条の 9 第 11 項、第 12 条第 6 項及び第 13 項、第 12 条の 2 第 1 項、第 14 条第 2 項、第 7 項及び第 16 項ただし書、第 14 条の 4 第 2 項、第 7 項及び第 16 項ただし書、第 15 条の 3 の 3 第 3 項及び第 6 項、第 15 条の 4 の 2 第 3 項、第 15 条の 4 の 3 第 3 項、第 24 条の 2 第 1 項並びに第 24 条の 6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律附則第 12 条
【法令のあらまし】	<ol style="list-style-type: none">1 熱回収施設設置者認定制度の手続等関係<ol style="list-style-type: none">(一) 認定熱回収施設設置者が熱回収施設において行う処分の基準を定める。（第 5 条の 4 及び第 7 条の 3 関係）(二) 認定熱回収施設設置者は、熱回収施設において熱回収を行わなくなったとき等は、都道府県知事に届け出なければならない。（第 5 条の 5 及び第 7 条の 4 関係）2 大臣認定制度の規定の整備関係 環境大臣の認定を受けた者が認定に係る事項を変更する場合等の認定及び届出に係る規定を整備した。（第 5 条の 7～第 5 条の 12 関係）3 輸入対象の拡大に伴う委託基準等の変更関係<ol style="list-style-type: none">(一) 許可を受けて輸入された廃棄物に限り、処分又は再生を委託することができる。（第 6 条の 2 及び第 6 条の 6 関係）(二) 輸入された廃棄物の処分又は再生を委託する旨の条項が委託契約書に含まれていなければ、処分又は再生を

WestlawJapan 法令あらまし

	<p>委託できない。(第6条の2及び第6条の6関係)</p> <p>4 帳簿の備え付けを要する事業者の追加関係 その事業場の外において自ら当該産業廃棄物の処分又は再生を行う事業者等は帳簿の備え付けを要する。(第6条の4関係)</p> <p>5 廃石綿等の埋立処分基準の強化関係 (一)廃石綿等の埋立処分を行う場合には、あらかじめ薬剤による安定化等に準ずる措置を講じた後、耐水性の材料で二重にこん包しなければならない。(第6条の5第1項関係) (二)廃石綿等の埋立処分を行う場合には、その表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずる。(第6条の5第1項関係)</p> <p>6 産業廃棄物処理業の許可の更新期間関係 産業廃棄物処理業の許可の更新期間は、許可の更新を受けた者であって、事業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者として環境省令で定める基準に適合するものについては7年とし、それ以外の者については5年とした。(第6条の9及び第6条の11～第6条の13関係)</p> <p>7 産業廃棄物収集運搬業許可の合理化関係 産業廃棄物収集運搬業の許可(都道府県内の一の指定都市の長等の管轄区域内のみにおいて業として行おうとする産業廃棄物の収集運搬及び産業廃棄物の積替えを行う区域において業として行おうとする産業廃棄物の収集運搬に係る許可を除く。)等に関する事務は、都道府県知事から指定都市の長等に権限が委任されない事務とした。(27条第1項関係)</p>
【改正される法令】	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)</p> <p>地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)</p> <p>河川法施行令(昭和40年政令第14号)</p> <p>地価税法施行令(平成3年政令第174号)</p> <p>環境影響評価法施行令(平成9年政令第346号)</p> <p>地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成12年政令第16号)</p>

